

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 7 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における
国税の取扱いに関する周知広報について

令和 2 年 4 月 20 日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税庁長官官房総務課より、別紙 1 のとおり、国税の取扱いに関するパンフレットの周知について依頼がありましたので、貴職に周知するとともに傘下企業へも広く周知いただくようお願いいたします。

送付するパンフレット

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
- 別添 2 青色申告をはじめませんか
- 別添 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
- 別添 4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」(案)
- 別添 5 欠損金の繰戻しによる還付の特例 (案)
- 別添 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例 (案)

※ 別添 3～6 では、関係法案が国会で成立することが前提となる特例猶予（案）【等】の記載がございますが、あらかじめ制度案の概要をお知らせさせていただきます。

※ 別添 3 は、現行猶予と特例猶予（案）のどちらもご案内するリーフレットです。なお、ご参考までに、別添 4 で特例猶予（案）をより詳細に説明したリーフレットも併せて送付いたします。

（参考）国税庁ホームページ

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>